

証券コード4008
2019年6月7日

株 主 各 位

兵庫県加古郡播磨町宮西346番地の1
住友精化株式会社
社 長 小 川 育 三

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。3頁の案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時（開場 午前9時30分）
2. 場 所 大阪市中央区北浜4丁目5番33号 住友ビル 11階

G20大阪サミット開催の影響により、公共交通機関の運行に乱れが生ずる可能性がありますので、運行状況をご確認のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

- (1) 第106期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第106期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- (お願い) ・当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (お知らせ) ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.sumitomoseika.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.sumitomoseika.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

【議決権行使についてのご案内】

1. 議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

2. インターネットによる議決権行使

インターネットにより議決権を行使していただくためには、次のシステム環境が必要です。

①パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft®Internet Explorer6.0以上を使用できること。

②携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください）。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。また、QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

- (1) 議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って2019年6月25日（火曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご登録ください。
- (2) インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合（パソコンと携帯電話で重複してなされた場合を含む）は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

- (3) 議決権行使書郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金、通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問合せください。よろしくお願いいたします。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル ☎️ 0120-652-031(受付時間 9:00～21:00)

<その他のご照会> ☎️ 0120-782-031(受付時間 9:00～17:00土日休日を除く)

【議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）】

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社（株式会社ICJ）が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役10名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（11名）は任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号 1	お がわ いく ぞう 小川 育三 1957年2月5日生 【所有する当社株式数】 6,400株 再任	<p>【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】</p> <p>1981年4月 住友化学工業株式会社入社 2010年4月 同社執行役員技術・経営企画室（技術・研究開発）、事業化推進室担当、事業化推進室部長 2012年4月 同社常務執行役員技術・経営企画室（技術・研究開発）、事業化推進室、知的財産部、生産技術センター、有機合成研究所、生物環境科学研究所、筑波開発研究所、先端材料探索研究所、有機EL事業化室担当 2016年4月 同社専務執行役員技術・研究企画、知的財産、工業化技術研究所、生物環境科学研究所、先端材料開発研究所統括 2018年4月 当社顧問 2018年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現在に至る）</p>
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>技術・研究開発を中心に、事業化推進にも携わった後、研究所長を務めた経歴を有し、2018年6月から当社社長を務め、経営に深く関与した実績を有しております。これにより培われた経営についての豊富な経験と事業に関する幅広い見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>

候補者 番号 2	しげ た ひろ もと 重田裕基 1960年12月4日生 【所有する当社株式数】 3,700株 再任	【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】 1986年4月 当社入社 2006年6月 技術室生産技術部長 2008年2月 技術室部長 2008年6月 姫路工場長 2010年2月 別府工場長兼製造部長 2012年6月 理事別府工場長 2014年6月 取締役員知的財産担当、技術室長兼エンジニアリング室長 2016年6月 取締役執行役員知的財産、RC、品質保証統括、技術室長兼エンジニアリング室長 2017年6月 代表取締役常務執行役員知的財産、RC、品質保証統括、技術室長兼エンジニアリング室長 2019年4月 代表取締役常務執行役員研究所統括、技術室長兼エンジニアリング室長（現在に至る）
		【取締役候補者とした理由】 生産部門に携わった長年の経歴、技術室部長および工場長の経歴を有し、2016年6月から取締役に務めております。これにより培われた経営についての豊富な経験と事業に関する幅広い見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

候補者 番号 3	はま たに かず ひろ 濱谷和弘 1959年3月7日生 【所有する当社株式数】 4,500株 再任	【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】 1981年4月 当社入社 2005年6月 精密化学品事業部機能製品部長 2007年10月 機能化学品事業部部長 2008年6月 総務人事室部長 2012年6月 理事総務人事室部長 2013年6月 執行役員総務人事室長 2015年6月 取締役執行役員内部監査、物流購買統括、総務人事室長 2017年6月 取締役常務執行役員内部監査、物流購買統括、総務人事室長（現在に至る）
		【取締役候補者とした理由】 化学品の生産販売研究に携わった後、総務人事室部長を務めた経歴を有し、2015年6月から取締役に務めております。これにより培われた経営についての豊富な経験と事業に関する幅広い見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

<p>候補者 番号 4</p>	<p>むら こし まさる 村 越 傑 1958年12月28日生</p> <p>【所有する当社株式数】 3,700株</p> <p>再任</p>	<p>【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】 1982年 4 月 当社入社 2005年 1 月 台湾住精科技股份有限公司総経理 2007年 6 月 機能樹脂事業部業務部長 2007年10月 機能化学品事業部業務部長 2008年 4 月 経理部長 2012年 8 月 経理企画室部長 2015年 6 月 理事経理企画室長 2016年 6 月 取締役執行役員情報システム統括、経理企画室長 2018年 6 月 取締役常務執行役員ガス部門統括（現在に至る）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 グローバル営業、海外子会社経営、事業部門の経営管理および経理企画室長などの経歴を有し、2016年6月から取締役に務めております。これにより培われた経営についての豊富な経験と事業に関する幅広い見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>
<p>候補者 番号 5</p>	<p>ます もと ひろ のぶ 榎 本 弘 信 1961年 9 月 1 日生</p> <p>【所有する当社株式数】 2,800株</p> <p>再任</p>	<p>【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】 1987年 4 月 当社入社 2005年10月 スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド Director 2010年 2 月 姫路工場長 2012年 6 月 理事姫路工場長 2015年 6 月 執行役員吸水性樹脂事業部担当、技術企画室長 2016年 6 月 取締役執行役員吸水性樹脂部門統括 2018年 6 月 取締役常務執行役員吸水性樹脂部門統括（現在に至る）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 吸水性樹脂の生産技術における長年の経歴および国内外での工場長の経歴を有し、2016年6月から取締役に務めております。これにより培われた経営についての豊富な経験と事業に関する幅広い見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者いたしました。</p>

<p>候補者 番号 6</p>	<p>みやもとてつや 宮本哲也 1957年2月25日生</p> <p>【所有する当社株式数】 2,000株</p> <p>新任</p>	<p>【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】</p> <p>1981年4月 住友化学工業株式会社入社 2007年2月 同社大阪工場生産企画部長 2010年11月 同社大阪工場岡山プラント長 2012年10月 同社大阪工場岐阜プラント長 2013年10月 当社機能化学品事業部副事業部長兼精密化学品事業部精密製品部長 2014年3月 当社機能化学品事業部副事業部長兼開発部長兼精密化学品事業部精密製品部長 2015年4月 当社機能化学品事業部副事業部長兼開発室長 2015年6月 当社理事機能化学品事業部副事業部長兼開発室長 2016年6月 当社執行役員機能化学品事業部長（現在に至る）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>住友化学株式会社において、製造や技術の業務に従事した後、2013年10月から当社機能化学品副事業部長、2016年6月から当社執行役員を務めております。これにより培われた化学品事業に関する豊富な経験と幅広い見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者としていたしました。</p>
------------------------------	--	---

<p>候補者 番号 7</p>	<p>まちだけんいちろう 町田研一郎 1963年1月29日生</p> <p>【所有する当社株式数】 2,600株</p> <p>再任</p>	<p>【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】</p> <p>1985年4月 住友化学工業株式会社入社 2009年6月 同社内部統制推進部長 2010年4月 同社内部統制・監査部長 2012年3月 同社技術・経営企画室部長（関連事業）兼技術・経営企画室部長（中国戦略） 2012年10月 同社技術・経営企画室部長（関連事業）兼中国事業室部長 2014年6月 同社秘書部長 2015年4月 同社総務法務室部長（秘書）兼総務法務室部長（渉外） 2016年4月 同社愛媛工場副工場長兼大江工場総務部長 2017年4月 当社経理企画室部長 2017年6月 当社理事経理企画室部長 2018年6月 当社取締役執行役員情報システム統括、経理企画室長（現在に至る）</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>内部統制、経営企画、総務、経理などの経歴を有し、2018年6月から当社取締役を務めております。これにより培われた経営についての経験と事業に関する幅広い見識をいかし、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者としていたしました</p>
------------------------------	---	---

候補者 番号 10	かわ さき まさ し 川崎全司 1949年7月21日生 【所有する当社株式数】 0株 再任 社外 独立 在任期間 4年	【略歴、地位、担当および重要な兼職の状況】 1978年4月 弁護士登録 菅生法律事務所勤務 1982年4月 川崎法律事務所開設（現在に至る） 2010年6月 田岡化学工業株式会社社外監査役 2015年6月 同社社外取締役（現在に至る） 当社社外取締役（現在に至る）
		【社外取締役候補者とした理由および適切に職務遂行できると判断した理由】 弁護士としての専門的知識・経験と見識をいかすことにより、当社経営の監督を強化することが期待できるため、社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 住友化学工業株式会社は、2004年10月住友化学株式会社に商号を変更いたしました。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、勝木保美および川崎全司の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 勝木保美氏は、2009年6月まで当社の会計監査人であるあずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）の業務執行社員として当社の監査を行っていましたが、2010年6月に同監査法人を退職しております。
5. 新沼宏氏は、現在当社の主要仕入先である住友化学株式会社の取締役専務執行役員であります。
6. 新沼宏、勝木保美および川崎全司の各氏と当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合、当社は上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計であります。
7. 在任期間は、本定時株主総会終結時点のものとなります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役長松謙哉氏および水戸信彰氏が辞任により退任されますので、その補欠として、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

<p>よし だ ひろ あき 吉 田 裕 明 1956年3月2日生</p> <p>【所有する当社株式数】 0株</p>	<p>【略歴、地位および重要な兼職の状況】</p> <p>1980年4月 住友化学工業株式会社入社 2009年6月 同社内部監査部長 2010年2月 同社石油化学業務室部長 2012年4月 同社ラービグ計画業務室部長兼石油化学業務室部長 2015年6月 同社監査役（現在に至る）</p>
<p>新任 社外</p>	<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>住友化学株式会社において、事業部門および管理部門の業務に従事した後、2015年6月から同社監査役を務めております。これにより培われた豊富な経験と見識を当社の監査にいかすことが期待できるため、社外監査役候補者いたしました。</p>

- (注) 1. 住友化学工業株式会社は、2004年10月住友化学株式会社に商号を変更いたしました。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 吉田裕明氏は、社外監査役候補者であります。
4. 吉田裕明氏は、任期満了前に退任する長松謙哉氏の補欠として選任されることとなりますので、当社現行定款第24条第3項の規定により、その任期は前任者の残任期間となります。
5. 吉田裕明氏は、現在当社の主要仕入先である住友化学株式会社の監査役であり、また、過去5年間に同社の業務執行者でありました。
6. 吉田裕明氏が監査役に選任された場合、同氏と当社との間で会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、その選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

<p>なか がわ かつ み 中 川 克 己 1949年10月4日生</p> <p>【所有する当社株式数】 0株</p> <p>補欠</p>	<p>【略歴、地位および重要な兼職の状況】</p> <p>1976年4月 弁護士登録 竹林法律事務所（現竹林・畑・中川・福島 法律事務所）勤務</p> <p>2008年6月 サカタインクス株式会社社外監査役</p> <p>2014年6月 同社社外取締役（現在に至る）</p> <p>【補欠監査役候補者とした理由および適切に職務遂行できると判断した理由】</p> <p>弁護士として培われた法律知識と幅広い見識を当社の経営監査にいかすことが期待できるため、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>
---	---

- (注) 1. 中川克己氏は、当社と法律顧問契約を締結しております。
2. 中川克己氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 中川克己氏の監査役就任は、社外監査役の員数を欠いたことを条件とし、その補欠監査役としての選任決議の有効期間は、現行定款第24条第2項の規定に基づき、決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。なお、就任後の任期は補欠の対象となった社外監査役の残任期間となります。
4. 中川克己氏が選任されたのち、同氏が監査役に就任した場合、同氏と当社との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)**1. 企業集団の現況に関する事項****(1) 事業の経過およびその成果**

当期のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、個人消費にも持ち直しの動きが見られ、設備投資も増加しました。一方海外経済は、総じて緩やかな景気回復が続いたものの、年度末にかけては、米国の保護主義政策に端を発した、中国経済の減速傾向など、先行きが懸念される状況となりました。

このような状況のもとで、当期の当社グループの売上高は1,096億3千4百万円（前期比3.5%増）、営業利益は90億7千2百万円（前期比6.8%減）、経常利益は86億3千6百万円（前期比13.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億4百万円（前期比91.0%減）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

【化学品事業】

当事業では、売上高は186億4千1百万円（前期比1.9%増）、営業利益は21億4千万円（前期比13.8%増）と増収増益となりました。これは、水溶性ポリマー、医薬中間体などの販売数量が増加したことなどによるものであります。

【吸水性樹脂事業】

当事業では、売上高は743億6千5百万円（前期比4.0%増）、営業利益は49億1千2百万円（前期比18.4%減）と増収減益となりました。これは、年明けからの中国向けの販売数量の減少や韓国の吸水性樹脂製造設備の稼動に伴う固定費負担の増加などによるものであります。

【ガス・エンジニアリング事業】

当事業では、売上高は166億2千7百万円（前期比3.6%増）、営業利益は20億5百万円（前期比10.4%増）と増収増益となりました。これは、エンジニアリング事業の売上が増加したことなどによるものであります。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、76億7千4百万円となりました。主な設備は、韓国における高吸水性樹脂製造設備（増設）であります。

(3) 資金調達の状況

当期に、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、米国の保護主義的な通商政策や、金融資本市場の変動、中国をはじめアジア新興国等の経済の悪化など、多くのリスク要因を抱えており、不透明な状況が続くことが予想されます。国内景気は、雇用・所得環境や企業業績の改善を背景に、緩やかな回復が続くことが期待されますが、海外経済の不確実性や、為替相場・資源価格の動向を注視する必要があります。

このような状況のなか、当社グループは、コーポレートステートメント「我々は世界の変化を先取りし、独自性のある自由な発想で驚きを提供し、自らも成長し続けることにより、地球と人々の暮らしに潤い（URUOI）を与えます。」のもとで、中長期経営計画「SEIKA Grand Design 2025 “URUOI”」の達成に取り組んでおります。

本経営計画では総研究費を連結売上高の4%程度に増加させるとともに、約800億円の投資を行い、最終年度（2025年度）の目標として、売上高1,700億円、営業利益200億円（営業利益率12%）、ROE12%超の達成を目指してまいります。（前提とする諸条件は、為替レートが110円/US\$、国産ナフサ価格が35,000円/KLであります。）

事業別の課題および取組みについては次のとおりであります。

【化学品事業】

当事業では、強みである機能面での「増粘」「接着」および技術面での「合成・精製」「加工」をキーファクターとして研究開発に取り組み、メインドメインのなかでもとりわけ医療・生活、環境・エネルギー分野において、国内外で新事業・新製品を創出することにより、“潤い（URUOI）”を具体化し、2025年度には売上高400億円を目指します。

【吸水性樹脂事業】

当事業では、衛材用途を中心とした市場ニーズの多様化に 대응していくとともに、人々が健康でより快適な生活を送るために、これからも、「アクアキープHP」などの高性能な吸水性樹脂をはじめとして、オンリーワンの「製品とサービス」をグローバルに提供し続け、2025年度に売上高1,000億円を目指します。

【ガス・エンジニアリング事業】

当事業では、ガスをベースとした合成、混合、分離・精製、分析技術の深化により、エレクトロニクス、環境・省エネルギーなどの分野で新事業・新製品を創出してまいります。また、既存事業の選択と集中をはかり、2025年度には売上高300億円を目指します。

当社グループは、中長期経営計画「SEIKA Grand Design 2025 “URUOI”」を実行するなかで、上記の事業方針に加え、CSR活動の推進、グループ経営の強化、人“財”の育成、更なる技術力の強化に取り組み、社会に貢献し、社会から信頼を得て、常に社会と共存共栄する企業グループであるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第103期 (2016年3月期)	第104期 (2017年3月期)	第105期 (2018年3月期)	第106期 (2019年3月期) (当期)
売上高(百万円)	87,003	98,857	105,883	109,634
経常利益(百万円)	6,329	10,006	9,935	8,636
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,013	5,739	6,698	604
1株当たり当期純利益	290円99銭	416円16銭	485円70銭	43円82銭
純資産(百万円)	56,130	60,884	66,576	66,002
総資産(百万円)	104,576	105,396	110,491	105,779

- (注) 1. 2016年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。第103期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等に伴う、会社計算規則の改正（法務省令第5号 2018年3月26日）に伴い、第105期の総資産の金額については、当該改正を遡って適用した場合の金額となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第103期 (2016年3月期)	第104期 (2017年3月期)	第105期 (2018年3月期)	第106期 (2019年3月期) (当期)
売上高(百万円)	64,147	67,573	70,072	71,640
経常利益(百万円)	6,443	9,589	9,440	7,610
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	4,364	5,920	7,014	△2,897
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	316円45銭	429円23銭	508円61銭	△210円08銭
純資産(百万円)	45,037	50,186	56,194	51,772
総資産(百万円)	83,649	86,219	90,238	80,740

- (注) 2016年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。第103期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業区分	主要製品
化学品事業	医薬製品、水溶性ポリマー、微粒子ポリマー、機能製品等
吸水性樹脂事業	高吸水性樹脂
ガス・エンジニアリング事業	医療用ガス、ケミカルガス、標準ガス、エレクトロニクスガス、工業薬品、酸素・窒素・水素等のガス発生装置（P S A方式）、一般化工機等

(7) 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

① 当社

本社	大阪、東京
営業所	大阪、東京
工場	別府工場（兵庫）、姫路工場、千葉工場
研究所	吸水性樹脂研究所（兵庫）、機能化学品研究所（兵庫）、ファインガスシステム研究所（兵庫）

(注) 2019年4月1日付で、吸水性樹脂研究所、機能化学品研究所およびファインガスシステム研究所の3研究所を統合し、開発研究所および生産技術研究所に再編しました。

② 重要な子会社

国内	セイカテクノサービス株式会社（兵庫）	
海外	韓国	スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド
	ベルギー	スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.
	シンガポール	スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド
	韓国	住精ケミカル株式会社
	中国	住精科技（揚州）有限公司
	台湾	台湾住精科技（股）有限公司
	中国	住友精化貿易（上海）有限公司
	シンガポール	スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド
	アメリカ	スミトモ セイカ アメリカ インコーポレーテッド

(8) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,340名	+71名

(注) 企業集団外への出向者は除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
998名	+60名	36.8歳	15.0年

(注) 出向者は除いております。

(9) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額 (残高)
株式会社三井住友銀行	5,746
三井住友信託銀行株式会社	3,547
農林中央金庫	3,547

百万円

(10) 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド	百万ウォン 97,500	100.00 (10.00) [%]	高吸水性樹脂の製造・販売
スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.	千ユーロ 64,885	100.00	高吸水性樹脂・化学品等の製造・販売
スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド	千シンガポールドル 43,013	80.00	高吸水性樹脂の製造
住精ケミカル株式会社	百万ウォン 20,782	100.00	エレクトロニクスガスの製造・販売
住精科技(揚州)有限公司	百万円 1,200	100.00	エレクトロニクスガスの製造・販売
台湾住精科技(股)有限公司	百万台湾ドル 220	100.00	エレクトロニクスガスの製造・販売
住友精化貿易(上海)有限公司	百万円 145	100.00	高吸水性樹脂・ガス製品等の販売
スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド	千米ドル 800	100.00	高吸水性樹脂・化学品等の販売
セイカテクノサービス株式会社	百万円 50	100.00	各種サービス業務
スミトモ セイカ アメリカ インコーポレーテッド	千米ドル 300	100.00	高吸水性樹脂・化学品等の販売

(注) 議決権比率欄の()内は、当社の子会社の議決権比率を内数で示しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 13,972,970株
 (3) 株主数 3,828名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
住 友 化 学 株 式 会 社	4,195 ^{千株}	30.42 [%]
JP MORGAN CHASE BANK 385632	692	5.02
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	560	4.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	552	4.01
三井住友信託銀行株式会社	483	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	445	3.23
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	432	3.14
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	310	2.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	275	2.00
GOVERNMENT OF NORWAY	253	1.84

(注) 持株比率は自己株式(180,854株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項（2019年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員を兼務)	小 川 育 三	
代 表 取 締 役 (常務執行役員を兼務)	重 田 裕 基	知的財産、R C、品質保証統括、技術室長兼エンジニアリング室長
取 締 役 (常務執行役員を兼務)	村 瀬 繁 樹	ガス部門機器システム担当
取 締 役 (常務執行役員を兼務)	白 井 秀 樹	機能化学品部門統括
取 締 役 (常務執行役員を兼務)	濱 谷 和 弘	内部監査、物流購買統括、総務人事室長
取 締 役 (常務執行役員を兼務)	村 越 傑	ガス部門統括
取 締 役 (常務執行役員を兼務)	榭 本 弘 信	吸水性樹脂部門統括
取 締 役 (執行役員を兼務)	町 田 研一郎	情報システム統括、経理企画室長
取 締 役	新 沼 宏	住友化学株式会社 取締役専務執行役員
取 締 役	勝 木 保 美	勝木公認会計士事務所 公認会計士、西日本旅客鉄道株式会社 社外監査役、サカタインクス株式会社 社外取締役
取 締 役	川 崎 全 司	川崎法律事務所 弁護士、田岡化学工業株式会社 社外取締役
監 査 役 (常勤)	道 籟 守	
監 査 役	長 松 謙 哉	住友化学株式会社 監査役 (常勤)
監 査 役	水 戸 信 彰	住友化学株式会社 常務執行役員
監 査 役	三 浦 州 夫	河本・三浦・平田法律事務所 弁護士、旭情報サービス株式会社 社外監査役

(注) 1. 取締役のうち新沼 宏、勝木保美および川崎全司の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役のうち長松謙哉、水戸信彰および三浦州夫の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 取締役勝木保美、川崎全司および監査役三浦州夫の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 小川育三および町田研一郎の両氏は、2018年6月27日開催の第105回定時株主総会におきまして、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
5. 2019年4月1日付で、取締役の担当を以下のとおり変更いたしました。

地位	氏名	担当
代表取締役 (常務執行役員)	重田裕基	研究所統括、技術室長兼エンジニアリング室長

6. 当期中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏名	退任時の担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員)	上田雄介	

(2018年6月27日付で任期満了により退任)

(2) 取締役および監査役の員数および報酬等の総額

区分	員数	支給額
取締役	12名	256百万円
監査役	4名	33百万円
合計	16名	289百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬額は年額3億6千万円以内、監査役の報酬額は年額6千万円以内とし(2007年6月28日開催の第94回定時株主総会決議)、うち社外取締役分は2千万円以内であります(2015年6月25日開催の第102回定時株主総会決議)。
2. 上記には、2018年6月27日開催の第105回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 3. 前事業年度に係る役員賞与として、前事業年度に係る事業報告に記載した役員賞与引当金繰入額30百万円のほか、取締役に對して当事業年度中に10百万円を支給しております。なお、取締役に對する支給額10百万円は上記報酬等の額に含めております。

(ご参考) 執行役員（取締役兼務者を除く）は、次のとおりであります。

(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
執行役員	林 俊 夫	ガス事業部長
執行役員	宮 本 哲 也	機能化学品事業部長
執行役員	東 矢 健 宏	吸水性樹脂事業部長
執行役員	山 本 正 人	別府工場長
執行役員	山 口 聖	機能化学品事業部副事業部長
執行役員	上 村 和 久	姫路工場長

(3) 社外役員の状況

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、21頁に記載のとおりであります。

社外取締役新沼宏および社外監査役水戸信彰の両氏の各々の兼職先である住友化学株式会社は、当社の主要な仕入先です。

社外取締役勝木保美および川崎全司ならびに社外監査役三浦州夫の各氏の各々の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 社外役員の活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	新沼宏	当期開催の取締役会に出席し（13回のうち11回）、主に会社経営についての豊富な経験から、議案の審議等において、必要に応じ発言を行っております。
取締役	勝木保美	当期開催の取締役会に出席し（13回のうち12回）、公認会計士としての専門的見地から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っております。
取締役	川崎全司	当期開催の取締役会に出席し（13回のうち13回）、弁護士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。
監査役	長松謙哉	当期開催の取締役会および監査役会に出席し（取締役会13回のうち12回、監査役会15回のうち14回）、主に会社の経営管理についての豊富な経験から、議案の審議等において必要に応じ発言を行っております。
監査役	水戸信彰	当期開催の取締役会および監査役会に出席し（取締役会13回のうち12回、監査役会15回のうち13回）、主に会社経営についての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。
監査役	三浦州夫	当期開催の取締役会および監査役会に出席し（取締役会13回のうち13回、監査役会15回のうち14回）、弁護士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

④ 社外役員の員数および報酬等の総額

	員 数	報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額	6名	26百万円

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

内 容	支 払 額
報酬等の額	41百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である国際財務報告基準(IFRS)の導入に関する指導・助言業務を委託いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の独立性、その職務の遂行状況等に鑑み、会計監査人が継続して職務を遂行することに関し重大な疑義が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任について株主総会に提出する議案の内容を決定する方針です。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、上記体制の基本方針につき、次のとおり決議しております。

(1) 基本的考え方

当社は、社会との共存共栄を基本方針とし、化学の分野で世界に通じる独創的な技術を開発し、特色のある質の高い製品を国内外へ供給することにより、社会の発展に貢献することを経営の基本方針として、法令等の遵守（コンプライアンス）、品質保証と環境安全を重点課題として事業活動を行う。これら課題の達成のために内部統制システムを整備する。

(2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令および定款に基づき、会社の機関として、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。
- ② 取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務および忠実にその職務を行う義務を負う。取締役会は、取締役会において決定した「内部統制システム」に関する基本方針に従い、取締役が適切に「内部統制システム」を構築し、それを運用しているかを監督する義務を負う。
- ③ 取締役は、使用人が行う業務の適正、有効性を検証するため、内部監査部門を設置するとともに、重要な損失の危険（リスク）のある業務、部署またはシステム等については、特別な管理または監査を行うための対策を講ずる。さらに、監査役、会計監査人、内部監査部門等の監査による指摘事項に対しては、被監査部門等において一定期間内に適切な改善策をとることとする。
- ④ 取締役は、財務情報その他会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備する。

(3) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制

「内部統制システム」に関する基本方針に基づき、当社内部統制システムを統括するため、内部統制委員会を置くとともに、下記事項を推進する。

- ① 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
当社は、文書（電磁的方法により記録したものを含む）の保存期間、管理の方法その他についての規程を策定し、当該規程に従い情報を適切に保存および管理する。

② リスク管理に関する規程その他体制

- 1) 当社は、当社の経営上のリスクの評価および未然防止対策、緊急事態の把握、当社経営に対する影響の最小化を定めた規程を整備する。
- 2) 当社は、リスクマネジメントについて、当社経営（子会社を含む）におけるリスクの把握、その当社経営に及ぼす影響度、重要性およびその回避策等を審議する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、各取締役および各執行役員の方掌業務を十分確認したうえで、職務分掌および指揮命令に関する規程に基づく効率的な業務執行（電子化を含む）を行うとともに、経営情報システムを構築して、経営情報の迅速かつ適正な把握に努める。

④ 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、使用人によるコンプライアンスの体制確立、法令違反行為の予防、法令違反行為が発見された場合における対処方法および是正措置を実施するため、規程、組織および制度を整備する。

⑤ 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

(4) 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

当社は、子会社と基本的考え方を共有し、子会社からの報告体制および効率性確保の体制、ならびにグループ全体としてのリスク管理体制およびコンプライアンス体制を確立するために、規程および制度を整備する。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項および補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 取締役は、監査役の求めに応じて補助使用人を置く。
- 2) 取締役は、補助使用人の取締役からの独立性を確保する。
- 3) 取締役は、補助使用人に対する監査役の指示の実効性を確保する。
- 4) 取締役は、前三号のために必要な規程および制度を整備する。

- ② 取締役、使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役への報告を理由とした不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 取締役、使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項について、適宜、監査役へ報告を行う。
 - 2) 取締役は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過およびその結果について、監査役へ報告を行う。
 - 3) 取締役は、使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査役への報告を理由として、それらの者に対して不利な扱いを行わない。
- ③ 監査役職務の執行にかかる費用等の処理に関する事項
当社は、監査役職務の執行にかかる費用および債務を適切に負担する。
- ④ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深める。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況

- ① 取締役の職務執行の適法性等確保のため、社外取締役3名、監査役4名（監査役(常勤)1名、社外監査役3名）を置く体制を構築している。また、一般株主保護のため、証券取引所の定めに基づく独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役または社外監査役）を3名（独立社外取締役2名、独立社外監査役1名）指名し、証券取引所に届け出ている。
- ② 1)内部統制システムの運用の状況については、担当取締役が取締役会に報告を行い、社内外の目での確認とその監督を受けている。
2)内部統制システムの運営状況は、内部統制委員会（構成員として取締役、オブザーバーとして常勤監査役）において統括管理している。
3)役職員が従うべき行動準則、社内の規律および業務の手順書を定め、これらに基づく業務遂行および遂行状況の監督を実施している。
4)業務の適法性の確保の手段として内部通報制度を運用している。同運用においては、通報者の秘匿・保護・不利益取扱いの禁止を規則として定め、運営している。
- ③ 1)内部監査室が内部監査業務を統括し、RC、品質、情報システム等の専門的な知識が必要な分野においては、適宜、適切な部署に監査業務を委任する体制をとっている。
2)内部監査の結果、改善が必要と認められる場合には、対象部署に対し、改善措置を求めた。また、改善措置の実施について、フォローアップ監査を定期的実施した。これらにより、業務の適正化を確実なものとしている。
3)財務報告に係る内部統制の評価および監査の制度（J-SOX）に関しても、適切に対応している。
- ④ 財務情報その他会社情報の適正・適時開示体制は、「コーポレート・ガバナンス報告書」で公表のとおりである。この体制の下、当社ホームページ、証券取引所および報道機関を通じて、適正かつ適時に開示を実施している。

(2) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況

内部統制委員会を年3回開催し、内部統制項目（文書管理、リスク・コンプライアンス、IT管理、グループ管理および反社会的勢力の排除）の運営状況の報告を受け、時機に応じた必要な対策と改善を指示し、当社の内部統制の充実を図った他、以下のような取組みを実施した。

- ① 1) 文書は、文書取扱規程、電子情報管理ガイドライン、経理規程等の規程に基づき、保存管理している。
2) その他の業務に関する情報は、基幹業務システムを導入して、効率的に保存管理している。
- ② 1) リスク・緊急事態規程を制定し、有事の際には緊急事態対策本部を速やかに設置、対応する体制を確立している。
2) 内部統制委員会の統括の下、リスク・コンプライアンス委員会およびRC委員会が、当社グループにおけるリスク管理策を立案し、推進している。
3) 事故対策として、工場事故模擬訓練を実施した。また、事業継続のため、全社BCPマスタープランの策定を進めている。
- ③ 1) 中期経営計画およびこれに基づく業績目標を適切に定め、取締役会において、担当役員が報告を行い、計画の進捗を管理している。
2) 社内取締役と常勤監査役が出席する経営会議を開催し、重要案件の効率的かつ適正な審議を行った。
3) 効率的な会社経営を行うため基幹業務システムを利用して、経営状況に関する情報を把握している。
4) 社則（「事務章程」、「決裁規程（決裁基準）」）を定め、必要に応じて改定を行うことで、適切な権限の配分・委譲の実施と役割分担の明確化を図り、職務執行を効率的に行っている。
5) 執行役員制度を定め、迅速かつ効率的な業務執行体制をとっている。
- ④ 1) リスク・コンプライアンス委員会およびRC委員会を定期的に開催し、当社グループのコンプライアンス状況の報告と対策の確認を行った。
2) 法令遵守のため、法令マップの作成および重要法令に関するコンプライアンス教育研修を実施した。

- 3)課長以上の役職員については、コンプライアンスに係る誓約書の提出を義務付けている。
- 4)内部通報制度を運用している（前掲（1）② 4)のとおり）。
- ⑤ 1)内部統制システム整備の基本方針により反社会的勢力排除の方針を明確にしている。
- 2)取引契約の締結において、反社会的勢力排除の合意締結の推進および取引前審査の周知徹底を図っている。

(3) 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況

- ① 当社グループ会社との間で定期的会合の開催により、当社と各グループ会社の経営方針を確認している。
- ② 適切な管理を行うために関係会社規程や関係会社ガイドラインの策定・適時の見直しを実施し、また、関係会社に対する相談や指導を通じて、リスク管理およびコンプライアンス体制の確立に努めている。
- ③ 関係会社に対し、RC、品質管理、情報システムなどの重要事項の監査を実施し、当社グループにおける業務の適正を確保している。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

- ① 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するため、監査役の指揮命令を受け、監査役の職務を補助すべき使用人（補助使用人）設置制度を整備し、これについて取締役からの独立性を担保する社内規程を制定している。
- ② 1)取締役会、役員会議、経営会議、内部監査報告会などの重要会議への出席や重要な決裁伺供覧による報告をルール化している。
- 2)監査役の要請に応じて、取締役および使用人が適宜報告することとしている。
- 3)監査役への報告を理由として不利な扱いを受けないことを宣言し、これに従い運用している。
- ③ 調査費用、研修費等の監査役の職務執行に要する費用について、適切な範囲で負担している。
- ④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するため
- 1)監査役と定期的な意見交換を行い、監査の実効性確保のために必要な事項を把握する体制をとっている。

- 2) 監査役と代表取締役および関係役員の会合を開催し、当社および当社グループの状況について意見交換を実施した。
- 3) 社外取締役と監査役において、年2回の定期的会合を開催し、取締役の業務執行の監査に資する情報の交換を行った。
- 4) 社外監査役の責任の範囲を明確にし、その職責を十分に果たすための一助として、社外監査役との間に責任限定契約を締結している。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元をはじめとした剰余金の配当等を機動的に実施するため、定款により剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

当社は、剰余金の配当に関しては、株主還元を経営上の最重要課題の一つと考え、各期の収益状況をベースに、安定的な配当実施および今後の事業展開に備えるための内部留保などを勘案して決定することを基本としております。

また、内部留保につきましては、業績の向上と経営基盤の強化につながる生産体制拡充、コスト競争力の強化および市場ニーズに対応した製品の研究開発に投資してまいります。

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	61,385	流動負債	34,543
現金及び預金	13,979	買掛金	13,738
受取手形及び売掛金	26,898	短期借入金	10,280
商品及び製品	14,015	1年内返済予定の長期借入金	5,000
仕掛品	341	リース債務	7
原材料及び貯蔵品	2,973	未払法人税等	1,167
その他	3,198	賞与引当金	859
貸倒引当金	△20	その他	3,491
固定資産	44,394	固定負債	5,233
有形固定資産	39,752	長期借入金	3,912
建物及び構築物	15,246	繰延税金負債	61
機械装置及び運搬具	17,914	退職給付に係る負債	1,260
土地	4,425	負債合計	39,777
建設仮勘定	1,226	(純資産の部)	
その他	939	株主資本	60,433
無形固定資産	219	資本金	9,698
ソフトウェア	211	資本剰余金	7,539
その他	7	利益剰余金	43,458
その他	4,422	自己株式	△261
投資有価証券	1,445	その他の包括利益累計額	3,139
退職給付に係る資産	1,129	その他有価証券評価差額金	616
繰延税金資産	802	為替換算調整勘定	1,916
その他	1,056	退職給付に係る調整累計額	606
貸倒引当金	△10	非支配株主持分	2,429
資産合計	105,779	純資産合計	66,002
		負債・純資産合計	105,779

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	109,634
売上原価	85,192
売上総利益	24,441
販売費及び一般管理費	15,369
営業利益	9,072
営業外収益	
受取利息及び配当金	258
補助金の収入	154
その他	37
営業外費用	
支払替の利息損他	157
その他	699
経常利益	885
特別利益	8,636
固定資産売却益	241
受取保険金	117
特別損失	
固定資産除却損	276
災害による損失	113
減損	4,040
税金等調整前当期純利益	4,430
法人税、住民税及び事業税	4,564
法人税等調整額	2,596
当期純利益	1,207
非支配株主に帰属する当期純利益	760
親会社株主に帰属する当期純利益	156
	604

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,698	7,539	44,232	△261	61,208
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△1,379	-	△1,379
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	604	-	604
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期中の変動額合計	-	-	△774	△0	△774
当 期 末 残 高	9,698	7,539	43,458	△261	60,433

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	761	1,779	657	3,198	2,169	66,576
当 期 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△1,379
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	604
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△145	136	△50	△59	259	200
当期中の変動額合計	△145	136	△50	△59	259	△574
当 期 末 残 高	616	1,916	606	3,139	2,429	66,002

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	39,403	流動負債	26,386
現金及び預金	2,544	買掛金	11,625
受取手形	1	短期借入金	4,900
売掛金	20,358	1年内返済予定の長期借入金	5,000
商品及び製品	6,513	未払金	1,779
仕掛品	185	未払費用	365
原材料及び貯蔵品	2,270	未払法人税等	905
前渡金	28	前受金	15
前払費用	176	預り金	984
1年内回収予定の長期貸付金	5,000	賞与引当金	801
未収入金	711	その他の	10
その引当金	1,610	固定負債	2,582
貸倒引当金	△0	退職給付引当金	1,253
固定資産	41,337	債務保証損失引当金	1,329
有形固定資産	21,403	負債合計	28,968
建物	7,331	(純資産の部)	
構築物	2,631	株主資本	51,155
機械及び装置	6,452	資本金	9,698
車両運搬具	16	資本剰余金	7,539
工具、器具及び備品	753	資本準備金	7,539
土地	3,154	利益剰余金	34,179
建設仮勘定	1,062	利益準備金	773
無形固定資産	205	その他利益剰余金	33,406
ソフトウェア	199	固定資産圧縮積立金	40
その他	5	別途積立金	23,000
投資その他の資産	19,729	繰越利益剰余金	10,366
投資有価証券	1,440	自己株式	△261
関係会社株式	14,369	評価・換算差額等	616
関係会社出資金	145	その他有価証券評価差額金	616
長期貸付金	1,880		
長期前払費用	469		
前払年金費用	399		
繰延税金資産	1,341		
その他	174		
貸倒引当金	△490		
資産合計	80,740	純資産合計	51,772
		負債・純資産合計	80,740

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	71,640
売上原価	52,597
売上総利益	19,043
販売費及び一般管理費	12,025
営業利益	7,017
営業外収益	
受取利息	47
受取配当金	914
補助金の収入	87
その他	45
営業外費用	
支払替利差	76
為替引当金の繰入	163
その他	255
その他	5
経常利益	7,610
特別利益	
固定資産売却益	238
受取保険金	94
特別損失	
固定資産除却損失	175
災害による損失	84
関係会社株式評価損	7,242
債務保証損失引当金の繰入	1,329
税引前当期純損失	△887
法人税、住民税及び事業税	2,083
法人税等調整額	△74
当期純損失	△2,897

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金(※)	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	9,698	7,539	773	37,683	38,456	△261	55,432	761	56,194
当 期 中 の 変 動 額									
剰余金の配当	-	-	-	△1,379	△1,379	-	△1,379	-	△1,379
当期純損失	-	-	-	△2,897	△2,897	-	△2,897	-	△2,897
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△0	△0	-	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	△145	△145
当期中の変動額合計	-	-	-	△4,276	△4,276	△0	△4,276	△145	△4,422
当 期 末 残 高	9,698	7,539	773	33,406	34,179	△261	51,155	616	51,772

(※)その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
当 期 首 残 高	42	23,000	14,640	37,683
当 期 中 の 変 動 額				
剰余金の配当	-	-	△1,379	△1,379
固定資産圧縮積立金の取崩	△2	-	2	-
別途積立金の積立	-	-	-	-
当期純損失	-	-	△2,897	△2,897
当期中の変動額合計	△2	-	△4,274	△4,276
当 期 末 残 高	40	23,000	10,366	33,406

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

住友精化株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松本 学 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北村 圭子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友精化株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友精化株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

住友精化株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松本 学 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 北村 圭子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友精化株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、子会社の取締役および使用人等とも意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて同様の説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を監査に関する品質管理基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議に基づく内部統制システムの構築および運用については、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われているものと認められ、内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

住友精化株式会社 監査役会

監査役(常勤) 道 簾 守 ㊞

社外監査役 長松 謙 哉 ㊞

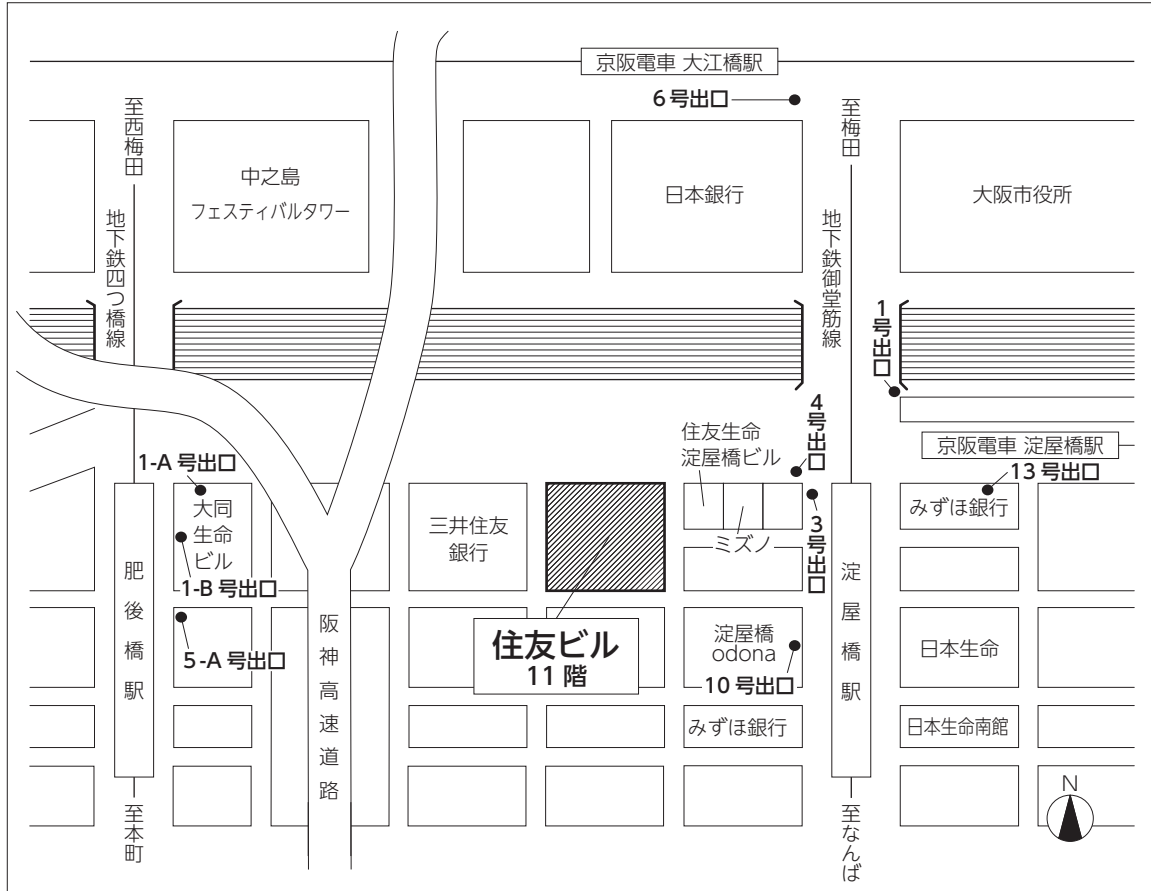
社外監査役 水戸 信 彰 ㊞

社外監査役 三浦 州 夫 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

(大阪市中央区北浜4丁目5番33号 住友ビル11階大会議室)
 電 話 06-6220-8508



- | | | | | |
|------|------------|----------------------------|---------|----------|
| 御堂筋線 | 淀屋橋駅 北 改 札 | ⇒ 3号出口 / 4号出口 | (徒歩 3分) | |
| | | 中南 改 札 | ⇒ 10号出口 | (徒歩 3分) |
| 京阪電車 | 淀屋橋駅 | ⇒ 13号出口 | (徒歩 4分) | (地下通路経由) |
| 京阪電車 | 大江橋駅 | ⇒ 6号出口 | (徒歩 5分) | |
| 四つ橋線 | 肥後橋駅 北 改 札 | ⇒ 1-A号出口 / 5-A号出口 / 1-B号出口 | (徒歩 6分) | |